

生徒心得

令和5年4月10日
石川県立金沢伏見高等学校

A 生活のきまりなど

1 始業・放課・登校・下校

1. 始業時刻は8時20分とし、5分前には教室に入室完了し、着席してホーム担任を待つ。下校時間は日課表に記載してあるが、補習・部活動等の特別の事情のない生徒は、すみやかに下校する。
2. 始業時から放課後までの間、途中外出は認めない。特別の用事で外出の必要があるときは、ホーム担任を経由して生徒課へ申し出て、所定の許可証を受け取り、外出中携帯していなければならない。学校に戻った際は許可書を返却する。
3. やむを得ず欠席・遅刻等する場合は、必ず7時30分以降に保護者から学校へ連絡（グーグルフォームもしくは電話）してもらう。

2 届け出・願い出等

1. 以下の事項は事前に所定の用紙を用いて必要事項を記入し、ホーム担任またはホーム副担任の許可を得た後、生徒支援課に届け(願い)出る。

①遅刻届・入室カード	②異装届	③盗難・紛失届	④自転車通学許可願(届)
⑤事故報告書	⑥携帯電話使用許可書	⑦自動車免許取得願	⑧アルバイト許可願

① 欠席・遅刻届

ア. 遅刻した場合は、直接生徒支援室へ行き「遅刻届・入室カード」を書く。入室カードをホーム担任に提出する。授業中の遅刻の場合は教科担当に提出し、確認・押印してもらった後、ホーム担任に提出する。

イ. 不注意による遅刻が増えた場合は、本人及び保護者に遅刻改善のための面談等を行う。

- ② 住所変更、改姓名、保護者または保証人変更があった場合は、ホーム担任をとおしてすみやかに所定の用紙を届け出る。

③ 自転車通学許可願

ア. 自転車通学者は必ず許可証(ステッカー)を生徒支援室で購入し、所定の場所(図参照)に貼らなければならない。

イ. 自転車保険に加入していない者は許可しない。

ウ. この許可願は学校までの自転車通学するものを対象とするが、自宅から最寄りの駅等までの一部区間の利用の際も届け出る。

エ. 自転車通学許可願を届け出るまでは原則として自転車通学はできない。

オ. ブレーキなしの自転車及び装飾・改造自転車は禁止する。

カ. 雨合羽を所持し、雨天時は必ず雨合羽を着用する。

キ. 交通規則(傘さし運転、2人乗り、夜間無灯火、右側通行、イヤホン走行、スマホながら運転、並走)等マナーを守らない場合は、自転車通学停止及び登録抹消の処置を取ることもある。

ク. 自転車利用時のヘルメット着用が努力義務となった。安全確保のためにヘルメットを着用することを勧める。

ステッカー



④ 自動車免許取得願

バイク及び普通自動車その他の運転免許取得に関しては、原則として禁止する。ただし、3年生の就

職内定者は、2 学期期末考査終了後（1 2 月下旬）以降、進学決定者は自宅学習期間開始日（2 月上旬）以降、所定の手続きを経た上で自動車学校への通学を許可する。

⑤ アルバイト許可願

原則として禁止する。ただし、長期休業中および特別の事情が認められる場合に限り許可することもある。その際、学業成績や欠席・遅刻等の学校が定めた基準を満たしていなければならない。

2. 下記の事項はホーム担任または部顧問をとおして生徒課に届け出る。

- ① 校舎、設備など公共設備の破損 ② 登下校中の事故等 ③ 所持品の紛失、盗難 ④ 拾得物

3 校外生活

1. 社会モラルやルールに違反すること【いじめ、暴力、器物損壊、万引き、乗物盗、薬物使用、飲酒、喫煙、深夜徘徊（2 3 時以降は補導対象となる）、性の逸脱行動】など、問題行動を起こさないこと。高校生としての自覚を持ち、他人に迷惑をかけたり、むやみに他人を傷つけたりするような言動は慎むこと。
2. 外出時（登校・部活動等も含めて）は、行先・帰宅時間を家人に告げておき、連絡が取れるようにしておくこと。
3. 外泊は原則禁止とする（保護者同伴、帰省、合宿等といった所在や目的が明確なものは除く）。友人宅での無断外泊や、保護者の許可なしで友人同士の旅行はしないこと。
4. 不審者や犯罪被害に遭いそうなときは大声で助けを求め、迷わず 110 番（警察）に通報すること。また、交番や店舗、「子ども 110 番の家」等の緊急避難先に逃げること。
5. 万が一、交通事故に遭った場合は、警察への連絡と相手の名前・連絡先の確認を行うこと。また、事故状況を必ず学校に報告すること。
6. ネットによるトラブルや犯罪が多発している。出会い系サイトなどを利用したり、ネット上で知り合った人と安易に会ったりしないこと。自分のインスタグラム、ブログ、ツイッター等に個人情報を載せたり、他人の名前や写真・動画などを無断で使用したりしないこと。SNS 等に他人の誹謗中傷などの書き込みを絶対にしないこと。
7. 男女交際は、明るく健全に高校生らしい行動を守り、誤解を招くような行動は慎むこと。
8. 法令・条例によって未成年の入場等が禁止されている時間、場所への出入りは禁止する。
9. ドン・キホーテはじめ近隣の商業施設や公共の場において、他人に迷惑がかかる行為・言動は慎むこと。

4 その他

1. 校舎正面玄関前の道路は生活道路区域であり、生徒と住民の安全確保のために、校地内及び校門付近での車の送迎・乗降は禁止とする。また、友人・知人など、保護者以外が運転する車での送迎は禁止する。バイクの運転・友人のバイクへの同乗も禁止する。
2. 危険物、その他学業に不必要なもの（化粧品・ヘアアイロン・ドライヤー・ゲーム機・漫画・トランプなど）は持ってこない。見つけた場合は、生徒支援課で所定の期間まで預かる。
3. 教科書、教材、私物等は部室に置かず、に、玄関ロッカーや自分に与えられたスペース内で管理する。部室等は定期的に見回り点検をする。
4. 携帯電話は校舎内使用禁止とする。（玄関で電源を切り、カバンに入れておくこと。）ポケットの中等に入っていた時点で、違反行為となり指導対象となる。授業中の携帯電話使用は 1 回目から特別指導となる。
5. 通学及び公の場に臨む際は、本校の定める制服（別記）を着用する。特別の事情によって制服を着用できないときは、事前に所定の異装届を提出し許可を受ける。
6. 所持品には必ず記名する。貴重品は必要に応じて「貴重品袋」を利用し貴重品の保管に十分注意する。

特に移動教室の際や体育時は担当教員に預けるなどして自己管理を徹底すること。

7. 職員室への入室、退室にあたっては、身だしなみを整え（コート、マフラー、カバン等は廊下に置いて持ち込まない）、挨拶（ノック・失礼します）など礼儀正しくし、ホーム・番号・氏名を名乗ったうえで、はっきりと用件を伝える。

B. 服装容儀規定

校訓でもある“品位”と清潔感を重んじた制服着用を心がける

《1月～4月及び式典》 冬服

（男子）ブレザー（校章つき）、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ、ベルト、（セーター）

（女子）ブレザー（校章つき）、スカートもしくはスラックス、ブラウス、リボンもしくはネクタイ、（セーター）

《5月～12月》 すべての制服

＊ただしこの期間は、次のことを守ること。

①ポロシャツからカッターシャツおよびブラウスのへの完全移行の時期は指定する。

②カッターシャツ、ブラウスを着た際は、ネクタイ、リボンは必ず着用する。（ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい期間を除く）

③ポロシャツとセーターの組み合わせは許可する。その上からブレザーを着用することも認める。

※式典時や証明写真の撮影時は、原則としてセーターの着用は認めない。

服装容儀に関する大原則

★シャツブラウスの第1ボタンを留めて、ネクタイ・リボンを常時着用（ぶらさげ禁止）

★スカート・ズボンは、折ったり曲げたりしないで、正しい丈で美しく着用

【服装容儀に関する詳細】

1 制服等

①登下校は本校指定の制服を着用する。ただし、部活動後の下校は顧問の認めたトレーニングウェアでも可とする。なお、土日祝祭日・長期休業中の部活動の場合は、顧問の認めたトレーニングウェアでの登下校を許可する。

②冬季、登下校も含め体育服の長ズボン着用を許可する。ただし、長ズボン着用時はスカートを履かないこと。

③リボン・ネクタイには必ず記名し、紛失した場合は速やかに購買で購入すること。

④スカート丈の基準は、膝の皿の真ん中とし、折り曲げや加工は違反とする。

⑤ホックが外れたままスカートを曲げているのは禁止。速やかにホックを直し正しく着用すること。

⑥短く切ったスカートは生徒支援課で預かり、新しく購入してもらうこともある。

⑦靴下は落ち着いた色（白、黒、紺、グレー）の無地を基本とする。

⑧制服の譲り受けは、生徒指導室で必ずサイズの確認を受けること。セーターの譲り受けはワッペンがついたものを着用する。（ワッペン 500 円）

⑨登下校時の靴は、高校生らしいものとし、サンダル（クロックスなどのかかとのない履物）での登校は平日及び部活動の際も禁止する。

⑩スリッパには必ず記名し、自分のものを着用すること。交換は禁止する。

購買で購入できる制服関連グッズ

☆男子ネクタイ	2,400 円	☆リボン	2,000 円	☆女子ネクタイ	2,300 円
☆男子スラックス	12,700 円	☆女子スラックス	13,200 円	☆半袖ポロシャツ	4,500 円
☆男子カッターシャツ	4,600 円	☆女子ブラウス	4,200 円	☆セーター	6,900 円
☆校章	350 円	☆制服ボタン大	120 円	小	100 円
☆靴下	110 円	☆スリッパ	1,400 円		

2 頭髪

- ① 前髪・横髪が目にかからない。身分証明写真等を撮る場合は、眉毛が見えるようにし、人物特定ができる基準とする。
- ② 染色・パーマ等で加工しない。髪の色が著しく変わった場合は、個々に応じた指導を行う。
- ③ コテで髪を巻くことは禁止する。また、派手な髪型（華美な髪留め等を含む）にならないように注意すること。

3 その他

- ① 化粧（眉加工、色付きリップ等）は禁止する。
- ② 装身具（ピアス、イヤリング、ネックレス、マニキュア、指輪、カラーコンタクト等）はしない。見つけた場合は、所定の期間まで預かる。
- ③ 爪は常に短くし、加工せずに清潔に保つ。
- ④ 通学カバンは教材などが十分に入る大きさの学生カバン、スポーツバッグ、リュックなど華美でないものにする。